

## 建築基準法等の一部改正に伴う北九州都市計画地区計画の修正について

## 1 修正の理由

地区整備計画における建築物の用途の制限に関する事項について、建築物の用途を特定するために、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)の条項を引用している部分があり、建築基準法及び風営法が一部改正されたことに伴い、当該部分に名称の改正及び条項ずれが生じたため、地区整備計画(建築物等の用途の制限)の一部修正を行うもの。

## 2 修正の内容

## (1)建築基準法の一部を改正する法律(平成26年法律第54号)関連

## ①建築基準法別表第二(い)項第六号及び同表(を)項第四号関係

## ・建築基準法の改正概要

改正前	改正後
身体障害者福祉ホーム	福祉ホーム

## ・修正内容及び対象地区

建築基準法の改正にあわせ、「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に修正

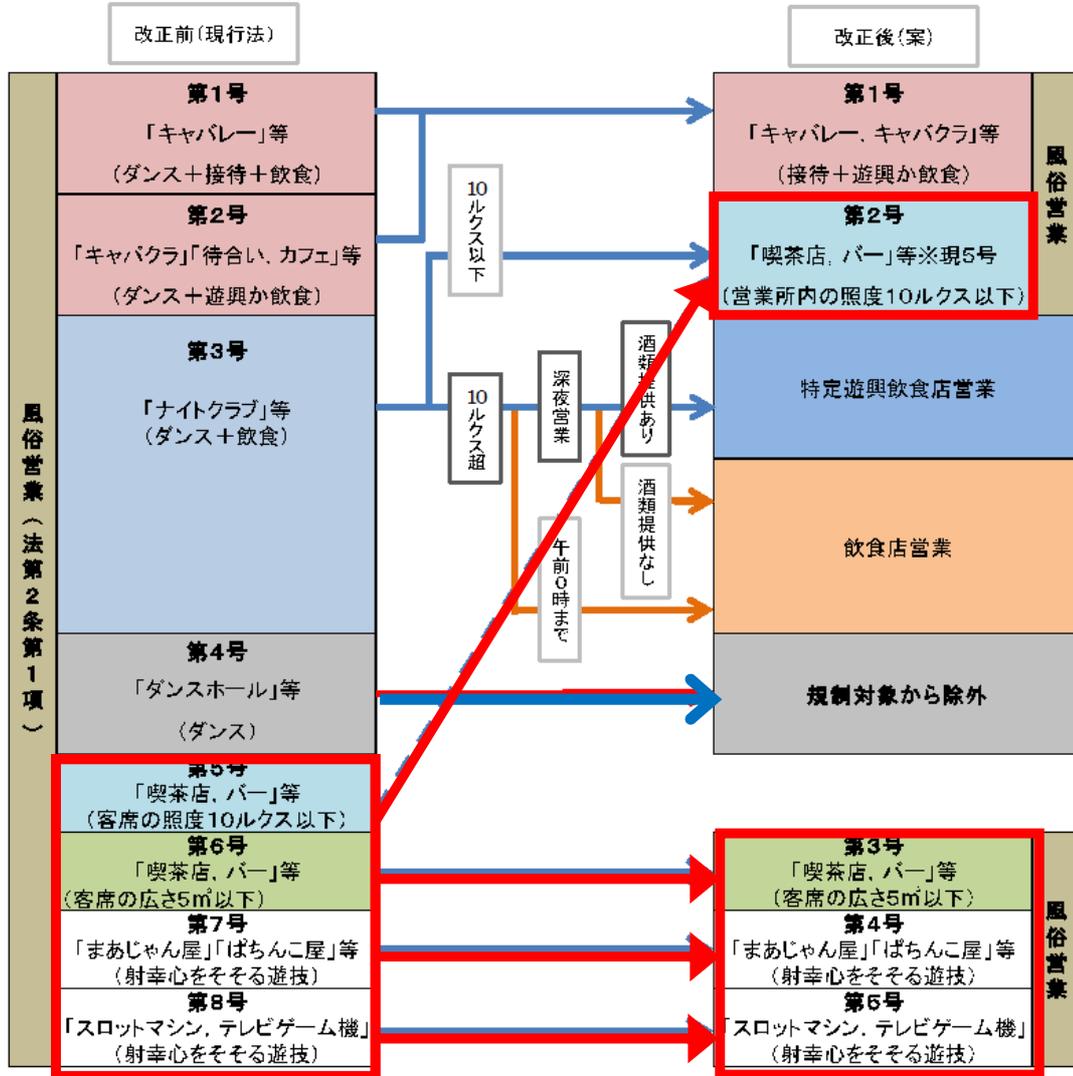
地区名	地区整備計画 地区の名称
泉ヶ浦二丁目地区	住宅地区
木屋瀬東部地区	生活便利施設地区
青葉台サイエンスパーク地区	研究開発・福祉関連施設地区
東田東部地区	
東田西部地区	中心業務地区
舞ヶ丘地区	産業施設地区
東田中央地区	中心商業業務地区
	商業業務地区
	文化施設地区
	沿道施設地区
	業務施設地区
北九州学術研究都市南部地区	教育施設・住宅
	便利施設地区
	研究・文化・便利施設地区
乙丸地区	便利施設地区
	沿道地区
上葛原西地区	流通業務A地区
	流通業務B地区
	住宅地区

地区名	地区整備計画 地区の名称
上葛原東地区	流通業務A地区
	沿道地区
	住宅地区
西折尾町地区	
北九州臨空産業団地	生産流通地区
南二島四丁目地区	
北九州テクノパーク八幡西地区	頭脳型産業地区
上の原地区	住宅専用地区
	住宅地区
北九州学術研究都市北部地区	病院施設地区
吉志北地区	
吉田にれの木坂地区	住宅地区
	沿道地区
曾根地区	医療・生活A地区
	医療・生活 B 地区
	医療・生活 C 地区
北九州臨空産業団地西地区	産業団地地区
	利便施設地区
山路松尾町地区	低層住宅 A 地区
	低層住宅 B 地区
泉台地区	低層住宅地区

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第45号)関連

① 風営法の一部改正に係る条項ずれの修正

・風営法第2条第1項の改正概要



・対象地区及び修正内容

名称	地区整備計画 地区の名称	建築物等の用途の制限	
		修正前	修正後
木屋瀬 東部地区	沿道施設 B地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1～5 略 6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号又は第6号に掲げる営業の用に供する建築物 7～9 略	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1～5 略 6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号又は第3号に掲げる営業の用に供する建築物 7～9 略

名称	地区整備計画 地区の名称	建築物等の用途の制限	
		修正前	修正後
黒崎駅前地区		<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)(以下「風営法」という。)第2条第1項第7号及び第8号に掲げる営業の用に供する建築物</p> <p>ただし、各階において、その階の床面積に対し、風営法第2条第1項第8号に掲げる営業の用に供する部分の床面積の占める割合が2分の1を超えないものを除く。</p> <p>2, 3 略</p>	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)(以下「風営法」という。)第2条第1項第4号及び第5号に掲げる営業の用に供する建築物</p> <p>ただし、各階において、その階の床面積に対し、風営法第2条第1項第5号に掲げる営業の用に供する部分の床面積の占める割合が2分の1を超えないものを除く。</p> <p>2, 3 略</p>

## ②建築基準法の一部改正に係る名称の修正

- ・建築基準法の改正概要(建築基準法別表第二(ち)項第二号関係)

改正前	改正後
キャバレー、料理店、 <u>ナイトクラブ、ダンスホール</u> その他これらに類するもの	キャバレー、料理店その他これらに類するもの

- ・修正内容及び対象地区

地区名	建築物等の用途の制限	
	修正前	修正後
曲里地区	<p>法別表第二(ち)項第<u>三</u>号(<u>ダンスホールに類するものを除く。</u>)に掲げる用途に供する建築物は、建築してはならない。</p>	<p>法別表第二(ち)項第<u>二</u>号に掲げる用途に供する建築物は、建築してはならない。</p>